

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる  
協議が調っていることの証明書

令和8年5月25日に開催した亀山市運賃協議分科会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法
  - (1) 運賃
    - ① 小学生、中学生、高校生  
無料
  
2. 運賃を適用する路線又は営業区域
  - (1) 市内コミュニティバス路線（三重交通運行分）
    - ① さわやか号
    - ② 野登ルート第1便～第11便
    - ③ 東部ルート
    - ④ 南部ルート
    - ⑤ 西部ルート
    - ⑥ 加太地区福祉バス
  
3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件  
令和8年7月21日から9月30日まで
  
4. 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称  
三重交通株式会社

令和8年5月25日  
亀山市運賃協議分科会

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる  
協議が調っていることの証明書

令和8年5月25日に開催した亀山市運賃協議分科会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法
  - (1) 運賃
    - ① 小学生、中学生、高校生  
無料
2. 運賃を適用する路線又は営業区域
  - (1) 市内コミュニティバス路線（亀山交通運行分）
    - ① 野登ルート第12便
    - ② 白川ルート
3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件  
令和8年7月21日から9月30日まで
4. 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称  
亀山交通株式会社

令和8年5月25日  
亀山市運賃協議分科会